

山口県報

平成18年
3月10日
(金曜日)

目 次

規則
山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(経営金融課)……………



山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十号

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十四年山口県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(定義)
第二条 この規則において「中小企業者」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法

(平成十四年法律第四百七十七号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。

2 この規則において「中小企業高度化資金」とは、中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化(以下「連携等」という。)、中小企業者の集積の活性化(法第二条第三項に規定する中小企業者の集積の活性化をいう。以下同じ。)に寄与する事業又は中小企業者の行う連携等若しくは中小企業者の集積の活性化を支援する事業

を行うのに必要な資金(土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。)をいう。
第四条及び第五条を次のように改める。

(貸付け)

第四条 県は、毎年度予算の範囲内において、別表第一の貸付対象者の欄に掲げる者に
対し、同表の貸付対象事業の欄に掲げる事業の用に供する土地、建物その他の施設
(以下「貸付対象施設」という。)(の取得、造成又は整備(以下「整備等」とい
う。))に必要な資金について、中小企業高度化資金を貸し付けるものとする。

(貸付けの種類等)

第五条 前条の規定により貸し付ける中小企業高度化資金(以下「貸付金」という。)
の貸付けの種類及び貸付限度額は、別表第二に定めるとおりとする。

2 貸付金の償還期間は、二十年(三年以内の据置期間を含む。)(以内で、貸付対象施
設の耐用年数、貸付金の貸付けを受けようとする者の償還能力等を勘案して知事が定
める期間とする。

3 貸付金の利率は、年〇・八パーセントとする。ただし、次の各号のいずれかに該当
する貸付けに係る貸付金は、無利子とする。

一 別表第一の四の項に掲げる事業を実施する事業協同組合、事業協同小組合、協同
組合連合会若しくは協業組合の組合員若しくは所属員、合併会社(合併後存続する
会社又は合併によつて設立する会社をいう。以下同じ。)(に係る当該合併をする会
社又は出資会社(出資を受けた会社をいう。以下同じ。)(の出資者の三分の二以上
が、製造業若しくは情報サービス業のいずれか一を営み、又は相互に関連性の高い
製造業及び情報サービス業を併せて営む者である場合の当該事業に係る資金の貸付
けであつて、知事が別に定める基準に適合するもの

二 別表第一の六の項又は十の項に掲げる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、
騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設に
係るものに係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める基準に適合するもの

三 別表第一の七の項に掲げる事業であつて、伝統的工芸品産業の振興に関する法律
(昭和四十九年法律第五十七号)第五条第三項の認定振興計画、同法第八条第三項
の認定共同振興計画若しくは同法第十条第三項の認定活性化計画に基づいて実施す
る事業又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の
促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第二十条第二項において読み替
えて準用する同法第五条第二項の中小企業承認事業計画に基づいて実施する事業に
係る資金の貸付け

四 別表第一の十の項又は十一の項に掲げる事業のうち、公園、緑地その他の地域環

境保全施設等の整備に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める基準に適合するもの

五 別表第一の一の項から四の項まで、六の項、七の項、十の項又は十一の項に掲げる事業のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める基準に適合するもの

六 別表第一の六の項又は十一の項に掲げる事業のうち、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号。以下「小売振興法」という。）第四条第一項の認定を受けた商店街整備計画に基づいて実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める基準に適合するもの

七 別表第一の十の項に掲げる事業のうち、小売振興法第四条第二項の認定を受けた店舗集団化計画に基づいて実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める基準に適合するもの

八 別表第一の四の項に掲げる事業のうち、小売振興法第四条第三項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づいて実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める基準に適合するもの

九 別表第一の七の項に掲げる事業のうち、小売振興法第四条第四項の認定を受けた電子計算機利用経営管理計画に基づいて実施する事業に係る資金の貸付け

十 別表第一の五の項に掲げる事業のうち、小売振興法第四条第五項の認定を受けた連鎖化事業計画に基づいて実施する事業に係る資金の貸付け

十一 別表第一の四の項、六の項、十の項又は十一の項に掲げる事業のうち、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第五条第二項の認定計画に基づいて実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める基準に適合するもの

十二 別表第一の三の項、四の項、九の項、十の項又は十一の項に掲げる事業（同表の四の項に掲げる事業にあつては、特定中小企業団体（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号。以下「政令」という。）第二条第一項第二号イに規定する特定中小企業団体をいう。以下同じ。）の行うものに限る。）のうち、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化法」という。）第五条第二項の認定総合効率化計画に基づいて実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める基準に適合するもの

十三 別表第一の六の項、七の項、九の項又は十の項に掲げる事業のうち、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第八条第二項の承認

高度化等計画、同法第十条第二項の承認高度化等円滑化計画、同法第二十四条第二項の承認進出計画又は同法第二十六条第二項の承認進出円滑化計画に基づいて実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める基準に適合するもの

十四 別表第一の六の項、七の項又は十の項に掲げる事業のうち、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地法」という。）第十七条第二項の認定特定事業計画に基づいて実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める基準に適合するもの

十五 別表第一の四の項、六の項、十の項又は十一の項に掲げる事業（同表の六の項に掲げる事業にあつては、特定中小企業団体の行うものに限る。）のうち、中心市街地法第二十一条第二項の認定中小小売商業高度化事業計画に基づいて実施する事業に係る資金の貸付け

十六 別表第一の一の項又は四の項から十の項までに掲げる事業のうち、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）第十条第二項の承認経営革新計画に基づいて実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める基準に適合するもの

十七 別表第一の二の項から八の項まで又は十の項に掲げる事業のうち、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第七条第二項の承認計画に基づいて実施する事業に係る資金の貸付けであつて、当該承認計画に記載された中小企業者の数が当該事業に参加する事業者の数の七パーセント以上である事業に係るもの

十八 別表第一の十二の項又は十三の項に掲げる事業に係る資金の貸付け

十九 別表第二の四の項又は五の項に掲げる資金の貸付け
第七条第三号を次のように改める。
三 貸付対象施設の整備等に関する計画書
第七条第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第十條第三号中「破産」を「破産手続開始」に改める。
第十二條中「、次の各号に掲げる貸付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類」を「貸付対象施設の整備等に係る費用の支出を証明する書類又は支出義務のあることを証明する書類」に改め、各号を削る。

第十六條中「第四条第一号又は第二号の貸付金の交付を受けた者にあつては」を「貸付金の交付を受けた者（以下「借主」という。）は、」に、「設置等」を「整備等」に改め、「、同条第四号の貸付金（別表第四の一の表の三の項及び四の項に掲げる事業に係るものに限る。）の交付を受けた者にあつては当該貸付金に係る貸付対象の事業によ

り貸付対象となる施設を取得した時から当該貸付金の償還義務が消滅する時までの間当該貸付対象の事業により取得した施設を」を削る。

第十七条中「貸付金の交付を受けた者(以下「借主」という。)(」を「借主」に、「設置等」を「整備等」に改め、「又は同条第四号に掲げる貸付対象の事業に関する計画書」を削る。

第十八条中「第四条第一号、第二号又は第四号の貸付金に係る」を削り、「設置等又は貸付対象の事業を」を「整備等を」に、「設置等を」を「整備等を」に、「同条第一号又は第二号の貸付金に係る借主にあつては中小企業高度化資金貸付対象施設設置等完了届(別記第五号様式)、同条第四号の貸付金に係る借主にあつては中小企業高度化資金貸付対象事業完了届(別記第五号様式)に、」を「中小企業高度化資金貸付対象施設整備等完了届(別記第五号様式)に、」に、「設置等又は貸付対象の事業に」を「整備等に」に改める。

第十九条中「第四条第一号、第二号又は第四号の貸付金に係る」、(「同号の貸付金にあつては、当該貸付金に係る貸付対象の事業を完了した時から当該貸付金の償還義務が消滅する時までの間。以下同じ。」)及び「当該貸付対象の事業により開発し、若しくは取得されたもの若しくは当該貸付金により設けられた基金(以下「貸付対象施設等」という。)(」を削り、「当該貸付対象施設等」を「当該貸付対象施設」に改める。

二 構造の変更

三 整備等の目的以外の目的への使用、使用の中止又は他の者への運営の委託

第二十条に次の二号を加える。

四 整備等の場所の変更

第二十一条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第四号中「破産若しくは和議」を「破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始」に改める。

第二十四条第一項中「第四条第一号、第二号又は第四号の貸付金に係る」を削り、同項第一号中「若しくは貸付対象の事業により開発し、若しくは取得したものの利用、当該貸付金の運用又は当該貸付金により設けられた基金の運用若しくはその運用により生じた収益の使用」を「の利用」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二十五条中「第四条第一号又は第二号の貸付金に係る借主にあつては」を「借主は、」に改め、「同条第三号又は第四号の貸付金に係る借主にあつては貸付対象の事業に係る金銭及び物品の」、「同条第一号、第二号及び第四号の貸付金にあつては」及び「同条第三号の貸付金にあつては前条第二項に規定する期間中」を削る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第四条、第五条関係)

項	貸付対象事業	貸付対象者
一	経営革新計画承認グループ事業(政令第二条第一項第一号イに掲げる事業のうち経営革新のためのものであつて、知事が別に定める基準に適合するものをいう。)	中小企業新事業活動促進法第九条第一項に規定する中小企業者等
二	下請振興事業計画承認グループ事業(政令第二条第一項第一号ロに掲げる事業であつて、知事が別に定める基準に適合するものをいう。)	下請中小企業振興法第五条第一項に規定する特定下請組合等
三	総合効率化計画認定グループ事業(政令第二条第一項第一号ハに掲げる事業であつて、知事が別に定める基準に適合するものをいう。)	流通業務総合効率化法第二条第十一号に規定する中小企業者
四	施設集約化事業(政令第二条第一項第二号イからニまでに掲げる事業のうち次に掲げるものであつて、知事が別に定める基準に適合するものをいう。) イ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令(平成十六年経済産業省令第七十四号。以下「省令」という。)(第二十八条第一項第一号イに該当する事業 ロ 省令第二十九条第一項第一号イに該当する事業 ハ 省令第三十条第一項第一号に該当する事業 ニ 省令第三十一条第一項第一号に掲げる基準に適合する事業 で同条第二項第一号イに該当するもの ホ 省令第三十一条第一項第二号に該当する事業	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、合併会社又は出資会社
五	連鎖化事業(政令第二条第二号イ又はニに掲げる事業のうち次に掲げるものであつて、知事が別に定める基準に適合するものをいう。) イ 省令第二十八条第一項第一号ロに該当する事業 ロ 省令第三十一条第一項第一号に掲げる基準に適合する事業 で同条第二項第一号ロに該当するもの	事業協同組合、協同組合連合会又は出資会社
六	共同施設事業(政令第二条第一項第二号イ又はロに掲げる事業のうち、省令第二十八条第一項第一号ハ又は第二十九条第一項第一号ロに該当する事業であつて知事が別に定める基準に適合するものをいう。)	特定中小企業団体、企業組合又は協業組合
七	経営改革事業(政令第二条第一項第二号イ又はニに掲げる事業のうち、省令第二十八条第一項第一号ハ又は第三十一条第一項第三	特定中小企業団体又は出資会社

<p>八 号に該当する事業（情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他当該事業に参加する者の抜本的な経営の改善を図るもの（特定中小企業団体が、当該特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、かつ、当該設備を組合員又は所屬員に買取予約付きで賃貸する事業を含む。）に限る。）であつて知事が別に定める基準に適合するものをいう。）</p>	<p>九 設備リース事業（政令第二条第一項第二号イに掲げる事業のうち、省令第二十八条第一項第一号八に該当する事業（組合員又は所屬員の生産の効率化、経営の合理化その他の改善のために必要な設備を取得し、かつ、当該設備を組合員又は所屬員に買取予約付きで賃貸するもの（特定中小企業団体が、特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、かつ、当該設備を組合員又は所屬員に買取予約付きで賃貸する事業を除く。）に限る。）であつて知事が別に定める基準に適合するものをいう。）</p>	<p>十 企業合同事業（政令第二条第一項第二号八からホまでに掲げる事業のうち、省令第三十条第一項第二号から第六号まで、第三十一条第一項第四号から第八号まで又は第三十三条に該当する事業であつて知事が別に定める基準に適合するものをいう。）</p>	<p>十一 集団化事業（政令第二条第一項第三号に掲げる事業であつて、知事が別に定める基準に適合するものをいう。）</p>	<p>十二 集積区域整備事業（政令第二条第四号に掲げる事業であつて、知事が別に定める基準に適合するものをいう。）</p>
<p>特定中小企業団体</p>	<p>合併会社又は出資会社</p>	<p>事業協同組合、協同組合連合会又はこれらの組合員若しくは所屬員である特定中小事業者（政令第二条第一項第三号に規定する特定中小事業者をいう。）、企業組合若しくは協業組合</p>	<p>事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会又はこれらの組合員若しくは所屬員である中小企業者</p>	<p>特定会社（政令第二</p>

<p>業であつて、知事が別に定める基準に適合するものをいう。）</p>	<p>条第二項第一号に規定する特定会社をいう。以下同じ。）、公益法人（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人をいう。以下同じ。）、商工会等（商工会、商工会連合会又は商工会議所をいう。以下同じ。）又は市町村</p>
<p>十三 商店街整備等支援事業（政令第二条第二項第二号に掲げる事業であつて、知事が別に定める基準に適合するものをいう。）</p>	<p>特定会社、公益法人又は商工会等</p>
<p>十四 地域産業創造基盤整備活性化事業（過去に十一の項に掲げる事業を行った特定会社、公益法人、商工会等又は市町村が中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存の土地、建物、構築物若しくは設備（以下「土地等」という。）の陳腐化、老朽化等を解消するために再び土地等の整備等を行う事業であつて、知事が別に定める基準に適合するものをいう。）</p>	<p>特定会社、公益法人、商工会等又は市町村</p>
<p>十五 商店街整備等活性化支援事業（過去に十三の項に掲げる事業を行った特定会社、公益法人又は商工会等が中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存の土地等の陳腐化、老朽化等を解消するために再び土地等の整備等を行う事業であつて、知事が別に定める基準に適合するものをいう。）</p>	<p>特定会社、公益法人又は商工会等</p>

別表第二（第五条関係）

<p>項 目</p>	<p>貸付の種類</p>
<p>一 小規模事業者貸付（別表第一の十の項又は十一の項に掲げる事業のうち、小規模事業者（常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、五人）以下である会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。以下同じ。）が専有する土地、建物、構築物又は設備の整備等に係る資金の貸付けをいう。）</p>	<p>貸付対象施設の整備等に知事が必要と認める資金（以下「整備資金」という。）の百分の九十に相当する額</p>
<p>二 広域貸付（別表第一の五の項、六の項又は八の項から十の項まで</p>	<p>整備資金の百分の八</p>

<p>に掲げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が四以上の都道府県の区域にわたるものに係る資金の貸付けをいう。）</p>	<p>十（別表第一の十の項に掲げる事業に係る整備資金のうち小規模事業者が専有する部分にあつては、百分の九十）に相当する額</p>
<p>三 施設再整備貸付（次に掲げる資金の貸付けをいう。） イ 過去に、別表第一の一の項から十一の項までに掲げる事業のうちいずれかの事業を行った中小企業者が、新たな事業の分野への進出等経営環境の変化に対応するために行つた土地等の整備等又は既存の土地等の陳腐化、老朽化等を解消するために再び行つた土地等の整備等に係る資金の貸付け ロ 過去に、別表第一の十の項に掲げる事業を行った事業協同組合又は協同組合連合会が、同項に掲げる事業として再び行つた空き区画等の整備等に係る資金の貸付け</p>	<p>整備資金の百分の八十（別表第一の十の項又は十一の項に掲げる事業に係る整備資金のうち小規模事業者が専有する部分にあつては、百分の九十）に相当する額</p>
<p>四 災害復旧貸付（別表第一に掲げる事業のうち災害を受けた事業用施設の復旧を図るものであつて、知事が別に定める基準に適合するものに係る資金の貸付けをいう。）</p>	<p>整備資金の百分の九十に相当する額</p>
<p>五 緊急健康被害等防止貸付（別表第一に掲げる事業のうち事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図るものであつて、知事が別に定める基準に適合するものに係る資金の貸付けをいう。）</p>	<p>整備資金の百分の九十に相当する額</p>
<p>六 普通貸付（別表第一に掲げる事業に係る資金の貸付けのうち、一の項から五の項までに掲げる貸付け以外のものをいう。）</p>	<p>整備資金の百分の八十に相当する額</p>

別表第三及び別表第四を削る。

別記第一号様式中「の名称」を「の名称及び貸付けの種類」と改め、同様式の添付書類3を次のように改める。

3 貸付対象施設の整備等に関する計画書

別記第五号様式中「貸付対象施設の設置等に関する計画書の」と「貸付対象施設の整備等に関する計画書の」を「貸付対象施設の設置等に関する計画書」と改め、同様式の注2を削る。

別記第四号様式の添付書類を次のように改める。

添付書類

貸付対象施設の整備等に係る費用の支出を証明する書類又は支出義務のあることを証明する

書類

別記第五号様式中「中小企業高度化資金貸付対象事業完了届」を「中小企業高度化資金貸付対象施設整備等完了届」と改め、「貸付対象施設の設置等」を「貸付対象施設の整備等」と改め、「貸付対象施設」を「貸付対象施設」と改め、同様式の注2を削る。

「設置等の場所」を「整備等の完了年月日」と改め、同様式の注2を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）
- 2 この規則の施行の前日に改正前の山口県中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

平成十八年三月十日印刷
平成十八年三月十日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）